

## 第12回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成30年2月8日(木)9時00分～9時35分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員7名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、市民部長、都市魅力部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
消費者行政の推進について	市民部(市民総務室)
○審議内容と結果	
<b>【案件概要】</b> 消費生活センター(以下「センター」といいます。)の役割を再検討した結果、下記のとおり見直しを行い、市民に身近な基礎自治体の窓口として、消費生活におけるセーフティネットの役割の強化を図ります。  (1) 直営による運営 これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため、直営で行うこととし、センターが持つ高い専門性をさらに活かします。 また、引き続き消費者団体や市の各部局、警察など各関係機関と連携・協力しながら、市民に対する情報提供や啓発を進めます。  (2) 相談スペースの充実 高齢者をはじめとする市民の個別相談に一層注力する必要があることに加え、消費に関することに限って貸し出してきた会議室の利用団体数及び利用率が低下していることや、貸会議室などの設備を持ち市民公益活動を行う団体の活動を支援する吹田市立公益活動センター(ラコルタ)が近年開設したことなどから、センターにおいては、貸室業務を行わないこととし、個別相談スペースの充実を図ります。 <b>【所管部の考え方】</b> 昭和55年(1980年)のセンター開設から40年近くが経過し、インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を巻き込む状況は、大きく変化しました。 センターが行っている相談業務においても、相談内容が複雑化し、相談者に占める高齢者の割合が増加するなど、その予防・解決が一層困難になっており、同種被害が多発しやすいことから、行政が主体となって、これまで以上に積極的に消費者問題に取り組むことの必要性が年々増しているため、センターの役割を再検討した結果、市民に身近な基礎自治体の窓口として、消費生活におけるセーフティネットの役割の強化を図るものです。 <b>【審議事項】</b> 吹田市立消費生活センター条例及び同条例施行規則の改正について	
<b>【審議結果】</b> 質問・・・消費生活センターの役割を再検討した結果として、公の施設でなくなるということだが、公の施設でなくても条例で規定する必要があるのか。 回答・・・地方自治法に規定されている「公の施設」ではなくなるが、消費者安全法において、センターを設置する市町村はその組織及び運営に関する事項等について「条例で定めるものとする」とされているため、引続き条例で規定する。  質問・・・センターの役割の再検討とあるが、センター機能の強化という点で、具体的にどのような取組を行っていくのか。 回答・・・車いすで来られる方に対応できる広さを確保し、かつ相談者のプライバシーが守られる空間を確保することにより、高齢者を中心とした個別相談に対して、より丁寧に対応していく。 また、消費生活に関する啓発活動や情報提供についても、引続き消費者団体と連携・協力しながら、積極的に行っていく。  指示・・・個別相談、そのなかでも特に高齢者の相談が増加しており、その内容も複雑化していることから、より丁寧な対応が求められている。 これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため、市が直営で責任をもって実施していくなど、消費者行政について政策的な視点からセンターの役割を再検討し、必要となる機能強化を図る必要がある。 一方で、団体の育成や支援については、貸会議室を持ち市民公益活動を行う団体の活動を支援する目的で設立された吹田市立公益活動センター(ラコルタ)が主役となって、その役割を担っていかなければならない。 以上の点を、わかりやすく説明していくこと。  まとめ・・・本案件は承認された。会議で出た意見を踏まえて、手続を進めること。	